

諮問番号：行政不服審査諮問第23号

答申番号：川情審査行服答申第23号

答 申 書

第1 審査会の結論

1 川口市社会福祉事務所長（以下、「処分庁」という。）が、令和5年11月24日付で請求人〇〇〇〇氏（以下、「請求人」という。）に対する生活保護法78条（本決定書の記載による。）に基づく費用徴収処分（以下「本件処分」という。）を取消するのが相当である。

2 請求人が令和6年1月30日に提起した審査請求（令和5年度（審）第6号（以下、「本件審査請求」という。））のうち、後記第3の1の借入金の代理返済の請求については却下するのが相当である。

第2 事案の概要

生活保護受給者である請求人は、令和2年6月から令和5年7月までの間、借入れによる収入があり、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第61条によるその届出がなかったため、本件処分を行ったところ、請求人がこれを不服としてその取消しを求める趣旨の審査請求を行ったもの。

第3 請求人の主張

1 借入金の代理返済を求めることについて

本件処分が行われたことで、借入金の総額が4倍近くになり、その返済が不可能となったことから、処分庁が請求人に代わり、債権者（カード会社）に対して代理に返済することを求める。カード会社には借入、返済を禁止しつつ、回収はしっかり行うのは理不尽に感じる。

2 本件処分の取消しを求めることについて

支給される生活保護費のみでは、生活のための費用として不十分と考えていたが、処分庁の職員から、生活保護費の増額はできないとの説明を受け、金銭の借

入れをしないと生活ができないと感じた。具体的には、生活保護を受給開始した頃、自炊をする家電がなく家具什器費用も申し入れたが断られ、生活保護費だけでは足りないと言われたところ、働くよう言われたが、体調が悪く断念した。闇バイト等良くないことをする位ならと借入をしたが、収入になることは知らなかった。負債は、令和2年度にはほぼなかったが、令和3年度以降はたくさんありすぎて把握できておらず、何回も相談しているが、何も解決できないことが審査請求の理由である。その後、令和3年5月には市営住宅に引っ越したが、エアコンや電気がなく、市役所総務課に相談したところ、エアコン、照明、洗濯機、冷蔵庫、ガスコンロを買う金銭を借りられた（この借入は問題ないと認識）。しかし、納品までの間の外食、外泊費用のため、借入が増加し、他の家電、調理器具をそろえるなどして生活が苦しくなり、債務整理を検討した。したがって、借入は誘導された感じがする。

今回の審査請求では、本件処分の取消しを求めているが、その間の処分は有効であるため、死亡保険金を提案している。担当ケースワーカーからは、返還の可能性は別としても請求はする旨を言われたが、返還はできない旨を回答している。債務整理や自己破産も考えているが、担当ケースワーカーからは、自己破産をしなくとも生活保護が打ち切られることはないと言っているが、検討中である。

第4 処分庁の主張

1 請求人が処分庁に対して負う義務について

法第61条は、生活保護の受給者（以下「受給者」という。）が収入を得た場合、その事実を速やかに生活保護の実施者に届け出る義務を負うとしている。また、法第28条第1項は、生活保護の実施者が受給者に対して、資産及び収入の状況について報告を求めることができるとし、同条第5項は、受給者がこの求めに応じなかったり、虚偽の報告をした場合、生活保護の実施者は、生活保護の変更、停止又は廃止の処分を行うことができるとしている。以上のことから、受給者は、継続して生活保護費を受給するためには、これらの届出や報告を行う必要がある。なお、処分庁は、受給者に対して、所定の様式により毎年度1回の報告を求めている。

2 処分庁が請求人に対して有する債権について

第4の1のとおり、請求人は、処分庁に対して、収入の報告（届出）を行う義務を負っているが、これを怠っており、処分庁からの報告の求めに対して、収入を隠匿して虚偽の報告を行った。そのため、処分庁は、請求人に対して要する生活保護の程度を誤認し、生活保護費を過大に支給することとなったことから、処分庁は、請求人に対して、当該過大に支給した分の返還請求権を有する。

3 法第78条の規定による費用徴収を決定したことが、適法かつ妥当であることについて

生活保護の実施者が受給者に対して生活保護費の返還を請求する場合、法第63条又は法第78条第1項のいずれかの規定により請求するかについて判断することとなるが、次の理由により、法第78条第1項により請求することとした。

- (1) 生活保護手帳別冊問題集2023年度版の第13の1保護費の返還、徴収等の問13-1の（答）①(b)は、法第63条によることが妥当な場合として、「実施機関及び受給者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき」を挙げているが、本件処分の対象となる収入は、請求人が借入を能動的に行ったものであることから、「受給者が予想しなかったような収入」には当たらない。
- (2) 処分庁は、日頃から、生活保護を希望する者との面談で、生活保護の制度の概要等について、生活保護のしおりを用いて毎回説明を行っており、また、生活保護が開始された者に対しては、所定の様式を用いて生活保護の制度を詳細に説明していることから、請求人が、収入及び資産の報告の義務を負っていることを把握していることは明らかである。
- (3) 請求人が初めて借入金を得た令和2年6月7日から、請求人が処分庁に対して借入金に係る報告があった令和5年11月14日まで、3年以上経過していることから、請求人が法第61条の報告を怠っていたことは明らかである。
- (4) 請求人は、毎年度、法第28条第1項の資産及び収入の報告を行ってきたが、収入申告書に借入金の記載はなく、資産申告書には「負債」の欄があるにもかかわらず、その記載もない。このことから、請求人が、虚偽の

報告を行ったことは明らかである。そして、請求人が、処分庁に対して3年以上もの期間、収入を申告せず、虚偽の報告をしてきたことは、収入の故意の隠匿に当たり、悪質性が高い。したがって、法第78条の規定による費用徴収を決定した本件処分は、適法かつ妥当なものである。

4 結論

以上のことから、本件審査請求に理由はなく、棄却されるべきである。

5 請求人の支払先の一本化を求める主張について

本件処分と関連がなく、審査請求で審査すべきものではない。

第5 審理員意見書の理由の要旨

1 本件処分に至るまでの経緯について（認定事実）

本件において容易に認定される事実は、次のとおりである。

- (1) 平成28年10月17日、請求人は障害年金と失業給付金で生活していたが、失業給付金が9月で終了したため、今後の生活に不安を覚え、処分庁に相談来庁した。この時、処分庁は請求人に対して、生活保護のしおりを用いて生活保護の制度について説明した。
- (2) 同年11月1日、請求人が来庁した。処分庁は改めて、請求人に対して、生活保護のしおりを用いて生活保護の制度について説明した。その後、請求人は処分庁に対して、生活保護の申請を行った。処分庁は、請求人に対して、同日付で生活保護の開始を決定した。
- (3) 同月24日、処分庁の職員は、請求人に対して、「生活保護の開始にあたって」の書面を用いて生活保護制度の説明をした。これを受けて、請求人は、当該説明を理解した場合にチェックする口欄にレ点を記入し、署名欄に署名した。チェック項目には、収入を得たときは速やかに届出が必要なこと、借入については収入認定されることがあった。
- (4) 令和2年10月1日、請求人は、処分庁に対して、資産申告書及び総収入を記載する収入申告書を提出した。当該資産申告書の「7負債」欄の「無」には「○」の記入があり、また、当該収入申告書に、借入金の収入があった旨の記載はなかった。
- (5) 令和3年10月30日、請求人は、処分庁に対して、資産申告書及び収入

申告書を提出した。当該資産申告書の「7 負債」欄の「無」には「○」の記入があり、また、当該収入申告書に、借入金の収入があった旨の記載はなかった。

(6) 令和4年11月25日、請求人は、処分庁に対して、資産申告書及び収入申告書を提出した。当該資産申告書の「7 負債」欄の「無」には「○」の記入があり、また、当該収入申告書に、借入金の収入があった旨の記載はなかった。

(7) 令和5年8月1日、請求人は、処分庁に対して、債務整理をする旨を伝えた。これを受けて、処分庁が、請求人に対して、詳細を確認したところ、請求人から、約60万円の借入による負債があるとの回答があったことから、請求人に対して、当該借入に係る資料の提出を指示した。

(8) 同年11月14日、請求人が、処分庁に対して、(7)の指示に係る資料を提出した。その中に、株式会社エポスカードから弁護士の飯島努氏に送付された「債権調査票」があり、当該調査票に令和2年6月7日から令和5年7月18日までの間に、請求人が株式会社エポスカードから1,240,000円の借入（以下「本件借入」という。）を受けた旨の記載があった。

(9) 同月24日、処分庁は、本件処分を行った。

2 本件処分の検討

(1) 本件借入は収入に当たるか否か

ア 法による保護とは、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活需要を満たすのに十分であって、かつ、これを超えないものでなければならない。したがって、法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び第8条第1項にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解される。

イ そして、法は、「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び「その者の金銭又は物品」について特に限定をしておらず、将来返済が予

定されている借入金についても、当該借入によって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、保護受給中に被保護者が借入をした場合、これを原則として収入認定の対象とすべきである。

ウ もっとも、補足性の原則を貫徹し、生活保護世帯に対する金銭給付等の全てを収入として認定することは、法の目的である自立助長の観点から、あるいは社会通念上適当でない場合も生じ得る。そのため、生活保護行政の実務においては、補足性の原則について一定の例外が設けられ、保護の実施機関の判断の統一性を確保し、被保護者の公平を図る観点から、特定の金銭について収入として認定しない場合についての統一的な基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）（以下「次官通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）（以下「局長通知」という。）があり、借入に係る金銭を原則として収入認定すべきものの前提に立ちつつ、その例外として収入として認定しない貸付金について、次官通知第8の3の（3）のウにおいて、「他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」と定め、これを受けた局長通知第8の2（3）においてその詳細を定めている（札幌地方裁判所平成18年（行ウ）第10号同20年2月4日判決参照）。なお、次官通知及び局長通知はそれぞれ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準とされており、処分庁はこれら通知に基づいて事務を処理することが法律上予定されているものであり、その内容についても法の解釈運用指針として合理的なものであることが認められる。

エ これを本件借入についてみると、請求人は、株式会社エスポカードから令和2年6月7日に20,000円の借入を受けたのを皮切りに、令和5年7月18日の50,000円に至るまで断続的に借入をしていたことが確認され、その総額は1,240,000円にも上っている。本件借入により、活用可能な資産は増加していることは明らかであり、本件借入は事

前に処分庁の承認も得ておらず、局長通知第８の２（３）アからオまでに掲げるいずれの事由にも該当しないものであるから、収入として認定しない借入には当たらないと解するのが相当である。

オ したがって、本件借入を収入に当たるとした処分庁の判断に違法・不当な点があったということはできない。

（２）法第７８条の該当性について

ア 法第６１条は、被保護者が、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関等にその旨を届け出なければならないとし、被保護者に上記事項の届出義務を課して保護の円滑な実施を図るとともに、法第７８条においては、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができるとしている。これら各規定の趣旨に照らせば、法第７８条にいう「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申告することのみならず、消極的に本来申告すべき事実を隠匿することも含まれると解するのが相当である（前掲札幌地方裁判所平成１８年（行ウ）第１０号参照）。

イ また、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成１８年３月３０日社援保発第０３３０００１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成１８年国通知」という。）Ⅳ４（２）ウにおいては、法第７８条の費用徴収を行うことが妥当と考えられる状況として、「届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき」等を挙げているほか、「被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第６３条でなく法第７８条を適用すべきである」としている。

ウ これを本件についてみると、処分庁は、請求人が生活保護の受給申請をする前の平成２８年１０月１７日に来庁した際に、生活保護制度の義務、権利、概要の説明を行ったほか、同年１１月１日の受給申請の際にも改めて同説明を行った。そして、処分庁は、同月２４日、３度目となる、請求人に対し

て、「生活保護の開始にあたって」の書面を用いて生活保護制度の説明を行った。当該書面には、「守っていただくこと」に、「保護の開始にあたり、生活保護制度上の重要事項について説明しますので、理解をいただいたら□欄にチェックを入れてください。」との記載があり、当該書面の重要事項の中に「保護の程度を決定するため、世帯の収入や家族の状況・住居・生活状況に変動があった時には、速やかに届け出をしてください。」、「・収入を得たときや収入の増減」、「受給中の借金については、いかなる理由であっても収入認定となり、返済についても制限されます。」との記載がある。そして、各項目の□欄にレ点が入力されていること、当該書面の最後に「生活保護の開始にあたり、上記の重要事項について説明を受けました」との印字の下に氏名欄に「〇〇〇〇」との署名がある。その後、請求人は、令和2年6月7日から令和5年7月18日までの間に、本件借入を行った。これらの借入がある中で、提出した令和2年10月1日、令和3年10月30日及び令和4年11月25日付の資産申告書をみると、「7 負債」欄が設けられているにもかかわらず、いずれも「無」に○印が入力されており、収入申告書にも、借入金に係る記載は一切ない。これらのことからすれば、本件は、処分庁の職員が請求人に対して口頭又は文書により金銭の借入は申告すべき収入であり、借入があった時は届出を要することを指示し、請求人はこれを理解してもなお、これに応じなかったものであることが認められるから、平成18年国通知Ⅳ4（2）ウの「届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずこれに応じなかったとき」に当たり、請求人は法第78条の「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」た者に当たると評価できる。したがって、処分庁が本件処分において法第78条を適用したことに違法又は不当な点は認められない。

（3）審査請求書の「審査請求の理由」欄に記載の「カード会社への代理返済を求めます。」について

請求人は、カード会社と処分庁に対して債務を有していることから、債務の返済先を一本化するために、カード会社への債務について、処分庁に対して立て替えを求めている。しかし、行政不服審査法第46条第1項は、処分についての審査請求に理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該処分の

全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更することとしているものの、処分庁に対して、債務の立て替えを求める裁決を行うことはできない。したがって、本件審査請求のうち、「カード会社への代理返済を求めます。」の部分は、不可能な裁決を求めるものであり、不適法といわざるを得ない。

(4) 審査請求書の「審査請求の理由」欄に記載の「様々な疑問点もあり借入に誘導された感もあるので、決定の取消しを求めます。」について

請求人は、「様々な疑問点もあり借入に誘導された感もある」と記載し、支給される生活保護費のみでは、生活のための費用として不十分と考えており、処分庁の職員から生活保護費の増額ができないとの説明を受け、金銭の借入をしないと生活できないと感じた等を縷々主張する。しかし、処分庁職員は、単に生活保護制度の内容を請求人に説明しただけであり、特別それ以上の借入を誘導したと認められるものはない。したがって、請求人のこの主張は、本件処分を取り消す理由とはならない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

本件審査請求のうち、処分庁に対して、債務の立て替えを求める部分については、不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により却下されるべきであり、その余については、理由がないことから、同条第2項の規定により棄却されるべきである。

第6 審査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審査審議を行った。

令和6年6月17日	諮問
令和6年7月22日	審査
令和6年9月30日	審査庁及び処分庁意見聴取
令和6年10月28日	審査
令和6年12月3日	審査
令和7年1月27日	審査
令和7年3月6日	審査

令和 7 年 4 月 2 8 日	審査
令和 7 年 6 月 1 6 日	審査
令和 7 年 7 月 1 7 日	処分庁意見聴取
令和 7 年 9 月 2 9 日	請求人口頭意見陳述
令和 7 年 1 2 月 8 日	審査
令和 8 年 3 月 2 日	審査
令和 8 年 5 月 1 1 日	審査
令和 8 年 6 月 2 2 日	審査

第 7 審査会の判断

- 1 本件は、請求人が生活保護費を支給されているにもかかわらず、無断でサラリーマン金融から借入をしたことにより、生じた事案である。
- 2 本件については、生活保護費の支給にあたり、借入をしてはならない旨の告知が十分にされていたのか、借入については記録上利息の天引きの上、貸付がなされている事情を考慮する必要はないのか、さらには、法 6 3 条による返還ではなく法 7 8 条第 1 項を適用することは裁量権の濫用にはならないのかなどの問題がある。
- 3 ところで、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し同時に当該不利益処分の理由を示さなければならず（行政手続法第 1 4 条第 1 項）、不利益処分を書面でするときは、その理由は書面により示さなければならない（同条第 3 項）。
- 4 しかしながら、書面による本件処分では、法 7 8 条第 1 項（なお、本件処分には「7 8 条」とのみ記載されている。）を理由とするならば、その要件である「不実の申請その他不正な手段により保護を受けた」具体的事実が記載されるべきであるのに、その借入がなされた年月日及び金額が特定されていないし、また、不実の申請の日時やその不正な手段についても、その要件となる具体的事実の記載がない。
- 5 また、法 7 8 条第 1 項は「その者から徴収する」と定められているのに、本件処分の主文は「返還を求める」と記載している。「返還を求める」は法 6 3 条に基づく請求である。

- 6 さらに、本件処分は、その根拠条文も法 78 条とのみ記載し、徴収権の発生根拠条文であり、本来適用されるべき「法 78 条第 1 項」との記載もない。
- 7 以上の諸点を総合的に判断すると、本件処分は、被処分者から金銭を徴収するという重大な不利益処分であるにもかかわらず、その書面による理由には不備及び誤りがあり、行政手続法第 14 条第 1 項及び第 3 項に違反する。
- 8 なお、処分庁は、借入の事実が発覚して以降、被処分者と何度も話しを続けてきたことから、被処分者もその金額や自らの行為は、十分に理解しているとしている。しかしながら、法律に基づく不利益処分をする以上、その法律の適用される要件とされる各事実及び評価は、その決定には示されなければならない、被処分者がその事実を知っていたか否かは関係がない。
- 9 なお、本件審査請求のうち、第 3 請求人の主張の 1 については、本件審査請求の対象とならないので、行政不服審査法第 45 条第 1 項の規定により却下する。
- 10 よって、その余の請求人および処分庁の主張については、判断するまでもなく、本件処分は取消されるべきものであり、第 1 審査会の結論のとおり判断する。

令和 8 年 7 月 16 日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊